

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

## 新型コロナ・円安・物価高騰対策支援補助金

施策概要

新型コロナウイルス感染症、円安、エネルギーや原材料等の価格高騰に伴う厳しい経営環境の中で経営上の影響を受けた中小企業者等が事業を継続・回復し、持続的に発展させるための前向きな取組を支援する。

### ○概要

補助対象事業	コロナ禍、円安、エネルギーや原材料等の物価高騰対策としての前向きな取組であり、以下のいずれかに該当する事業 ①省エネ投資 ②高効率・高収益化に向けた取組 ③新商品開発・事業転換への取組 ④需要確保・販路開拓の取組 等															
補助対象経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>費 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省エネ施設改修・設備投資に要する経費</td> <td>機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費</td> </tr> <tr> <td>高効率・高収益化に要する経費</td> <td>機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費</td> </tr> <tr> <td>商品開発費・事業転換に要する経費</td> <td>マーケティング戦略費、機械器具費、原材料費、技術指導費、外注費、開発・事業転換費、産業財産権導入費、人材育成費</td> </tr> <tr> <td>需要確保・販路開拓に要する経費</td> <td>マーケティング戦略費、会場整備費、保険料、通訳翻訳料、出店登録料、営業代行料、広告宣伝費、人材育成費、需要確保・販路開拓費</td> </tr> <tr> <td>共通経費</td> <td>旅費交通費、会場借料</td> </tr> <tr> <td>その他の費用</td> <td>その他、補助事業として新たな取組の実施に直接必要となる経費で県が必要と認めるもの</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	費 目	省エネ施設改修・設備投資に要する経費	機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費	高効率・高収益化に要する経費	機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費	商品開発費・事業転換に要する経費	マーケティング戦略費、機械器具費、原材料費、技術指導費、外注費、開発・事業転換費、産業財産権導入費、人材育成費	需要確保・販路開拓に要する経費	マーケティング戦略費、会場整備費、保険料、通訳翻訳料、出店登録料、営業代行料、広告宣伝費、人材育成費、需要確保・販路開拓費	共通経費	旅費交通費、会場借料	その他の費用	その他、補助事業として新たな取組の実施に直接必要となる経費で県が必要と認めるもの	
区 分	費 目															
省エネ施設改修・設備投資に要する経費	機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費															
高効率・高収益化に要する経費	機械器具費、システム導入費、施設改修費、調査・指導費															
商品開発費・事業転換に要する経費	マーケティング戦略費、機械器具費、原材料費、技術指導費、外注費、開発・事業転換費、産業財産権導入費、人材育成費															
需要確保・販路開拓に要する経費	マーケティング戦略費、会場整備費、保険料、通訳翻訳料、出店登録料、営業代行料、広告宣伝費、人材育成費、需要確保・販路開拓費															
共通経費	旅費交通費、会場借料															
その他の費用	その他、補助事業として新たな取組の実施に直接必要となる経費で県が必要と認めるもの															
補助対象期間	令和5年6月14日から令和5年12月31日まで															

### ○補助率、補助上限額等

補助率	1/2 (利益回復特別枠(※)の場合、2/3)
補助額	下限額15万円、上限額150万円 (利益回復特別枠の場合、下限額20万円、上限額200万円)

※利益回復特別枠: 売上10%以上減少で売上総利益(粗利)30%以上減少

### ○受付期間(四次募集)

令和5年7月10日(月)から9月30日(土)

問合せ先

商工政策課  
 TEL: 0857-26-7855  
 FAX: 0857-26-7970

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/309995.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

## 産業未来共創研究開発補助金

施策概要

企業の新分野進出や技術革新を促進し、本県の未来を支える新産業を創造するため、企業等の研究開発の取組を幅広く支援します。

区分	調査支援型	研究開発支援型	技術革新型	未来挑戦型
補助事業の対象分野	○幅広い業種の県内企業等の調査研究開発を支援します。 (対象分野) 「次世代デバイス」、「バイオ・食品」、「健康・福祉サービス」、「まちなかビジネス」、「コミュニティビジネス」、「観光ビジネス」、「農林水産資源ビジネス」、「次世代サービス」等の幅広い事業分野が対象。		○エコカー分野 ○デジタル先端技術分野 ○医療機器開発分野	○宇宙産業分野 ○GX(グリーントランスフォーメーション)分野
事業内容	新製品の開発、新サービスの提供、異業種への進出などの新たな取組に先立つ市場調査等の基礎的な調査段階の事業	市場規模・ニーズの把握など基礎的な調査を終え、製品化・事業化に向けてより具体化・深化させるための研究開発が必要な段階の事業	EV等の次世代自動車(エコカー)、最先端のデジタル技術、医療機器開発への挑戦等、今後の成長が見込まれる分野で研究開発が必要な段階の事業	本県の未来を創る分野として産業未来創造研究会で推進している宇宙産業、水素技術等グリーントランスフォーメーション等、先端的かつ事業化へのハードルが高い分野で研究開発が必要な段階の事業
補助対象者	県内に事業所等を有し、県内で事業を実施する中小企業者・グループ			県内に事業所等を有する企業、又は補助事業の実施によって県内に事業所等を新たに設置することが見込まれる企業、及びグループ
補助対象経費	原材料費、ソフトウェア開発環境使用料、機器・設備使用料、委託費、共同研究費、外部専門家受入経費など	原材料費、ソフトウェア開発環境使用料、機器・設備使用料、委託費、共同研究費、外部専門家受入経費、減価償却費、直接人件費、産業財産権導入費、機器・設備・ソフトウェアの購入費など	原材料費、ソフトウェア開発環境使用料、機器・設備使用料、委託費、共同研究費、外部専門家受入経費、減価償却費、直接人件費、産業財産権導入費、機器・設備・ソフトウェアの購入費など	
補助率	2/3以内	1/2以内	1/2以内	2/3以内
補助金額(上限)	100万円	500万円	500万円 ※複数事業者が連携する場合1000万円	500万円 ※複数事業者が連携する場合1000万円
事業期間	最長 12か月	最長 24か月	最長 24か月	最長 24か月

※詳細については、補助金交付要綱制定後、産業未来創造課のホームページ等で公開します。

問合せ先

産業未来創造課  
TEL:0857-26-7564  
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/sangyoumirai/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

## 中小企業外国出願支援事業補助金

施策概要

中小企業者の戦略的な知的財産の国際出願に係る費用の一部を補助します。

### 【制度概要】鳥取県中小企業外国出願支援事業補助金について

区分	内容
対象事業	中小企業者における戦略的な知的財産の国際出願 (PCT特許出願、マド・プロ商標出願に限る ※)
要件	外国を含め知的財産を戦略的に活用し、経営の向上を目指す意欲があり、助成を希望する出願に関し、外国で特許権等が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。
補助対象者	県内に本社・事務所、工場等を有する中小企業者
補助対象経費	①PCT特許出願手数料 (国際出願手数料、調査手数料、送付手数料、優先権証明費用等) ②マド・プロ商標出願手数料(登録出願手数料、事後指定手数料等) ③国内代理人費用(日本国特許庁へ出願するために要した代理人費用) ④翻訳費用
補助率	1/2以内
補助金額(上限)	30万円/1出願

※「PCT特許出願」、「マド・プロ商標出願」以外の国際出願に関する補助金についても、別途募集します。詳しくは下記問合せ先へお問い合わせください。

### 【参考:事業実施機関】鳥取県知的所有権センターについて

(一社)鳥取県発明協会と(公財)鳥取県産業振興機構で構成される「鳥取県知的所有権センター」では、県東部(鳥取市)・西部(米子市)の2拠点で知的財産に関する様々なご相談対応、セミナー、ビジネスマッチング等を実施しております。まずは、お気軽に窓口までご連絡ください。

<問合せ先>

(一社)鳥取県発明協会 TEL:0857-52-6728 FAX:0857-52-6674(東部)

TEL:0859-36-8300 FAX:0859-36-8301(西部)

(公財)鳥取県産業振興機構 TEL:0857-52-6722 FAX:0857-52-6674

問合せ先

(公財)鳥取県産業振興機構 TEL:0857-52-6722 FAX:0857-52-6674  
事業実施は(公財)鳥取県産業振興機構(鳥取県知的所有権センター)

詳しくはこちら

<https://tottorichizai.com/>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

## 鳥取県先端ICT利活用新規市場挑戦支援補助金

施策概要

先端ICT技術を活用して、地域の枠を超えて全国市場参入に挑戦することで県内企業のICT技術向上にもつながる本県発のシステム・サービスの開発を支援します。

補助金額	1,000万円以内
補助率	補助対象経費の1/2
事業実施期間	最長24か月
補助対象経費	補助事業に係る以下の経費 ・直接人件費 ・ソフトウェア開発環境使用料及び購入費 (取得金額30万円未満のものに限る。) ・委託費(全体の50パーセント以下) ・機械装置、工具器具費 ・減価償却費 ・外部専門家受入経費 ・その他補助事業遂行のために要すると県が認める経費
募集方法	年1回公募(募集期間等はホームページ等で案内します。)

問合せ先

産業未来創造課  
TEL:0857-26-7690  
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/257689.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

## とっとりバイオフロンティア施設利用料補助金

施策概要

鳥取県が認定した事業者の「とっとりバイオフロンティア」施設利用料(借室料)の一部を助成します。

○補助率:1/2

○補助期間:最大36ヶ月

### ■とっとりバイオフロンティア 施設外観



### ■施設内3階フロアにある貸し研究室



問合せ先

産業未来創造課  
TEL:0857-26-7690  
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/152318.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

## 鳥取県海外展開牽引企業創出補助金

施策概要

昨今のコロナ禍収束に伴う世界的な消費回復に向けた動き等を商機と捉え、国際経済情勢や為替の変動にも対応しながら海外需要獲得を行う鳥取県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者を支援することにより、当該中小企業者が海外需要獲得の牽引役となり地域経済の活性化に資することを目的とする。

### ■補助対象事業

#### ①県内商社型外需獲得事業

県内中小企業者が県内企業5社以上の商材をとりまとめて、対象地域において需要獲得に取り組む任意の事業

#### ②プロジェクト連携型外需獲得事業

県内中小企業者が他の企業や研究機関、商社等と連携したプロジェクトにより、対象地域において需要獲得に取り組む任意の事業

### ■対象地域

TPP11協定、日EU・EPA、RCEP協定及びIPEFの対象地域、英国、香港、台湾

### ■補助率

#### ①県内商社型外需獲得事業

2/3(上限額1,000千円)

※県内港湾を利用して輸出する場合 2/3(上限額2,000千円)

#### ②プロジェクト連携型外需獲得事業

2/3(上限額2,000千円)

※ただし、旅費交通費に係るものは1/2(上限額1,000千円)

### ■対象経費

#### ①県内商社型外需獲得事業

輸送・荷役費、海外販路開拓マーケティング費、専門家謝金、旅費交通費、商談会等開催・出展費、各種認証取得費、感染症対策費、通訳・翻訳費

#### ②プロジェクト連携型外需獲得事業

海外販路開拓マーケティング費、専門家謝金、旅費交通費、商談会等開催・出展費、各種認証取得費、感染症対策費、通訳・翻訳費、サンプル輸送費

問合せ先

通商物流課 通商・物流担当 電話:0857-26-7661

詳しくはこちら

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

## ホワイト物流推進事業補助金

施策概要

「物流の2024年問題」の解決に向けて、「ホワイト物流推進運動」の普及を通じた持続可能な物流機能の構築を図るため、啓発事業や荷主や運送事業者が実施する物流効率化の取組みを支援します。

### ○ホワイト物流ミニマルチャレンジ補助金

補助対象事業	ホワイト物流の推進に向けた、新規の初動的、試験的な物流改善に関する事業。
補助対象経費	物流効率化・省力化できる先端的な物流実現のため、先端設備・機器等の初動的、試験的な導入に対する経費。
補助対象者	県内に事業所を有する物流事業者(※)、荷主企業等又はそれらで構成されるグループ
補助率及び補助限度額	1/2補助、上限50万円

### ○ホワイトな物流環境構築推進補助金

補助対象事業	荷主や運送事業者が「ホワイト物流宣言」を行い、物流効率化や荷主と運送事業者との運送契約見直し等に資する取組を行った場合に補助金を交付する。 ◆ 補助対象事業の例 ・配車システム導入等によるデジタル化による物流効率化 ・荷役時間短縮のための出荷レーンの複線化や倉庫の改修 ・鉄道・船舶へのモーダルシフト(輸送手段の転換)等
補助対象経費	国が定める「ホワイト物流推進運動」への賛同表明を行い、ホワイト物流推進運動推奨項目Aに掲げられた項目のうち物流効率化に資する取組に係る経費。
補助対象者	県内に事業所を有する物流事業者(※)、荷主企業等又はそれらで構成されるグループ
補助率及び補助限度額	1/2補助、上限500万円 ※運送事業者と荷主企業が共同で行う場合は、補助限度額1,000万円とし、併せて、運送事業者と荷主が推奨項目Bのうち燃油サーチャージ(特別付加運賃)の導入、または、運賃と付帯作業の別建て契約を行った場合は、補助率を2/3に引き上げる。

※貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者、鉄道事業者、航空運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者、倉庫事業者又はこん包事業者(グループで事業実施する場合は、代表企業1社を補助事業者(申請者)としてください。)

### ■募集期間

令和5年7月10日(月)～令和5年12月28日(木)(予算上限に達するまで)

問合せ先

通商物流課  
TEL:0857-26-7850  
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/311552.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

## 鳥取県SDGs経営促進補助金

施策概要

SDGs経営の推進に向け、とっとりSDGs企業認証の取得事業者等を対象に、調査やマーケティング、試作・デザインなどの取組を補助金により支援するとともに、「企業版ふるさと納税」の制度を活用し、県内企業のSDGsを推進する事業に共感していただいた寄附を奨励金として補助事業者に支給する。

(補助金の概要)

対象者	とっとりSDGs企業認証取得事業者(認証支援事業者含む)
対象経費	とっとりSDGs企業認証の申請内容に位置づけられた各種取組目標の実現に要する経費 (調査、試作、デザイン、アイデア実証など調査・開発段階におけるものを対象)
補助率等	補助率 1/2、上限1,000千円(事業費上限200万円) ※奨励金と合わせて、最大で2,000千円・企業負担ゼロとなる事業費支援を行う。

※「認証支援事業者」とは、認証には至らないがあと一歩と県が認めた県内中小事業者のこと。

(企業版ふるさと納税ティアップ奨励金)

支援対象事業者	上記補助金の補助事業者
支援内容	企業版ふるさと納税の制度を活用し、県内企業のSDGsを推進する事業に共感していただいた寄附を奨励金として支援対象事業者に支給する。
支給上限額	上記の補助金額と同額(最大1,000千円)

【とっとりSDGs企業認証制度の概要】

(目的) SDGs経営の見える化等により、取組内容のさらなる推進、ひいては企業価値向上を目指す。

(対象) 県内の営利事業者

(認証) 「環境」「社会」「経済」の3側面の取組状況を総合的に審査し、認証基準を満たす事業者を認証する。

問合せ先

商工政策課  
TEL: 0857-26-7602 FAX: 0857-26-8117  
MAIL: shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/305328.htm>



※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

## 食の安全・安心プロジェクト推進事業

施策概要

- 認証取得支援事業  
輸出向け認証(ISO22000等)の取得に必要な経費の一部を補助する。
- 安定化支援事業  
輸出向け認証の認証取得から初回の更新までに必要な費用の一部を補助する。

県内の工場等での衛生管理対策や認証取得及び認証更新等への取組に対して、費用の一部を補助します。

### ア 認証取得支援(新規取得分)

輸出向け食品安全規格の認証取得を目指す事業に必要な経費の一部を補助します。

対象者	県内の食料品製造業者又は立地企業
補助対象経費	認証審査費、委託費、検査費、研修費、旅費等
補助率	2/3以内
限度額	350万円
事業期間	最長24ヶ月

### イ 安定化支援(継続審査分)

取得した輸出向け認証の初回の更新を目指す事業に必要な経費の一部を補助します。

対象者	県内の食料品製造業者又は立地企業
補助対象経費	認証審査費、委託費、検査費、研修費、旅費等
補助率	1/2以内
限度額	225万円(ただし上限75万円/年度)
事業期間	最長36ヶ月

問合せ先

市場開拓局販路拡大・輸出促進課  
TEL:0857-26-7963  
FAX:0857-21-0609

■ワンストップ相談窓口(鳥取県産業技術センター食品開発研究所内)  
TEL:0859-44-6121  
鳥取県産業技術センター食品開発研究所(境港市)に「食の安全・安心対応ワンストップ相談窓口」を設置し、2名の専門スタッフが食品工場等における衛生管理・行程管理についての相談に応じています。

詳しくはこちら

<http://www.pref.tottori.lg.jp/236687.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

## 新事業開拓事業者認定制度

施策概要

経営革新計画等の中で生産される新商品を鳥取県が随意契約に基づき調達することを可能にすることで、経営革新計画等の承認企業の販路開拓を支援します。  
※随意契約とは・・・入札によらず、契約主体が適当と判断した相手方との間で契約を結ぶことをいう。

### 認定制度の概要

#### ○対象商品

以下の条件のいずれかを満たす商品

- (1) 鳥取県知事が承認した経営革新計画等の中で生産されることが明記されている商品
- (2) 鳥取県知事以外が承認した経営革新計画の中で生産されることが明記されている商品で、かつ、鳥取県内の生産拠点で生産されている商品

#### ○認定の有効期間

3年間(ただし、中小企業等経営強化法第14条第1項の規定に基づき承認を受けた経営革新計画実施中の者については、当該計画期間中の再認定可)

#### ○認定のメリット

認定事業者の新商品は鳥取県が随意契約に基づき購入することが可能となる。

※認定事業者に対して、必ず発注が行われるわけではありませんので、ご了承ください。

### 【参考】新商品の随意契約について

#### 1 対象となる契約の範囲

予定価格3,000万円未満の物品調達(適用期間:令和2年4月1日から令和4年3月31日)

※予定価格とは・・・官庁が発注する工事などの落札上限価格のこと。

#### 2 契約の対象者条件

鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

ただし、新事業開拓事業者が直接販売を行わない場合については、新事業開拓事業者が指定する者を調達対象者として契約できる。

※本制度は、地方自治法施行令第167条の2第1項第4号に基づく随意契約の特例制度。

問合せ先

産業未来創造課  
TEL:0857-26-7690  
FAX:0857-26-8117

詳しくはこちら

<https://www.pref.tottori.lg.jp/99735.htm>

※ 申請に当たり、他の補助金用の添付書類を転用できる場合があります。事前にご相談ください。

名称

## (地独)鳥取県産業技術センター利用料減免

施策概要

(地独)鳥取県産業技術センターの開放機器の使用や、センターへの依頼試験分析について、県内小規模事業者(従業員20名以下)を対象に、利用料等を2分の1減免します。

問合せ先

〒689-1112  
鳥取市若葉台南7丁目1-1  
(地独)鳥取県産業技術センター企画・連携推進部  
TEL:0857-38-6205  
FAX:0857-38-6210  
E-mail: tiitkikaku@tiit.or.jp

詳しくはこちら

<https://tiit.or.jp/5533/3182/5592/>